

令和5年度9月 第6回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年9月20日（水） 午前10時00分 ～ 午前10時40分

開催場所 あま市役所 B会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	欠席	推8	丹羽 敦	欠席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	欠席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 1 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 6	議案第 2 2 号 農用地利用集積計画について
日程第 7	議案第 2 3 号 農用地利用集積等促進計画について
日程第 8	報告第 1 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 2 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 2 1 号 買受適格証明願について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は8人です。木全委員、近藤善成委員、武藤委員、丹羽委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和5年度9月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
2番辻本雅之委員及び3番山田昌弘委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第19号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島安無地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、2番について説明いたします。

参考資料は2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口二丁目地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3番について説明いたします。

参考資料は3ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口二丁目地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、9月15日に竹嶋委員と片岡委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第19号につきましては、竹嶋委員と片岡委員にて現地確認を行ってきましたが、代表して、竹嶋委員から現地の状況について報告願います。

竹嶋委員 議案第19号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び竹嶋委員から説明・報告がありました、議案第19号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第19号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第19号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第20号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は4～5ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福苗代地内の田で、駐車場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は申請地北東角本社を置き、プラスチック・鉄等のリサイクル業を営んでおります。

業務の拡大に伴い、既存の敷地では、社用車及び従業員駐車場が確保できないため、申請地に駐車場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が練炭している区域に近接する区域にある農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、2 番について説明いたします。

参考資料は 6 ～ 7 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂奥山地内の畑で、資材置場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は七宝町遠島地内に本社を置き、土木・建築工事業を営んでおります。業務の拡大に伴い、あま市内にある倉庫、資材置場では不足しているため、申請地に駐車場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地で、農地区分は、第 3 種農地に区分されます。第 3 種農地のため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、9 月 19 日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、9 月 15 日には竹嶋委員と片岡委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 竹嶋委員と片岡委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して竹嶋委員から現地の状況について報告願います。

竹嶋委員 議案第 20 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び竹嶋委員から説明・報告がありました、議案第 20 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 20 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 20 号は承認されました。

議 長 日程第 5 議案第 21 号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 21 号について説明いたします。
1 番につきまして説明いたします。
参考資料は 8 ～ 9 ページです。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂鎌蓋地内の田、畑です。

申出者は名古屋市名東区に本店を置き、申請地の東側隣地で生コンの製造販売を営んでおります。事業の拡大に伴い、生コン製造プラント設備の更新を行った結果、全材料の保管場所が不足することとなったため、資材置場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

つづきまして、2番につづきまして説明いたします。

参考資料は10～11ページです。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は蜂須賀北本郷地内の畑です。

申出者は現在、弥富市内の賃貸住宅に住んでいます。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため分家住宅の建設を計画しております。市街化区域の重太昨冬を検討しましたが、条件に合わなかったため、自己の所有する今回の申請地において計画することとしたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

つづきまして、3番につづきまして説明いたします。

参考資料は12～13ページです。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は甚目寺畦田地内の田です。

申出者は隣接地で歯科診療所を営んでおります。患者数の増加に伴い従業員数も増え、現在の駐車場だけでは不足する状況となっております。そのため、診療所付近で駐車場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾を貰えたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺の土地利用にも混在を生じないと考え、選定されました。

つづきまして、4番につづきまして説明いたします。

参考資料は14～15ページです。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島大切戸地内の田です。

申出者は近接地に本店を置き、土木・とび・コンクリート工事業を営んでおります。事業の拡大に伴い、従業員駐車場が不足する状況となったため、従業員及び協力職員の駐車場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾を貰えたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺の土地利用にも混在を生じないと

考え、選定されました。

以上4件につきましては、9月19日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、9月15日には竹嶋委員と片岡委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 竹嶋委員と片岡委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して竹嶋委員から現地の状況について報告願います。

竹嶋委員 議案第21号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び竹嶋委員から説明・報告がありました、議案第21号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第21号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第21号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第22号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第22号について説明いたします。
1番につきまして説明いたします。
議案書は5～34ページです。
農地所有者につきましては、52名、貸付地は186筆、借受者は10名となっております。
権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。
どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明・報告がありました、議案第22号について、何かご質問等はございますか。

村上委員 対価が1,000円/10aと6,000/10aとあるが、その差は何か。

事務局 集落営農のエリアは6,000/10aとなっており、その他は1,000円/10aとなっております。

村上委員 小作料とは違うのか。

事務局 小作料とは違います。

塚本委員 中間管理機構への貸付単価か。

事務局 そのとおりです。

議 長 他にご質問もないようですので採決に移ります。
議案第22号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第22号は承認されました。

議 長 日程第7 議案第23号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第23号について説明いたします。
1番につきまして説明いたします。
議案書は35ページです。
現在、権利の設定を受けている方1名、貸受地は1筆、新たに権利の設定を受ける方1名。新たに権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。
どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明・報告がありました、議案第23号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第23号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 23 号は承認されました。

議 長 日程第 8 報告第 18 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、報告第 20 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」報告第 21 号「買受適格証明願について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、10月20日(金)午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年10月19日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 辻本 雅之

署 名 委 員 山田 昌弘